

令和6年度 石川県被災宅地危険度判定士講習会のご案内

※ 趣旨をご理解いただき、多くの方の受講・登録をお願いします。

判定制度の概要

大規模な地震や大雨等により、宅地（住宅・建築物の敷地等）が被災した際に、「石川県被災宅地危険度判定士」による現地調査の実施や調査判定結果の表示を通じて、宅地所有者等へ危険を知らせ二次災害の軽減・防止を図るための制度です。

講習会（動画配信）の概要

- 1 開催期間 令和6年11月5日（火）～11月29日（金）
- 2 開催方法 動画（YouTube）によるオンデマンド配信
※受講決定者には後日、URL等をご案内いたします。
- 3 講習内容 (1) 被災宅地危険度判定制度及び判定士の登録について（13分）
(2) 危険度判定マニュアルの解説（57分）
(3) 危険度判定票作成の手引き（28分）
(4) 危険度判定票を作成してみよう（10分）
(5) 演習問題（20分）
- 4 受講対象者 次のいずれかに該当し、石川県被災宅地危険度判定士に登録いただける方
(※ ①、②の詳細については別紙をご確認ください。)
① 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号に該当する者又は都市計画法施行規則第19条第1項第1号イ～チに該当する者
② 国又は地方公共団体の職員で土木・建築・宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- 5 受講料 無料
- 6 申込方法 石川県電子申請システムによりお申込みください。
右記の二次元コードからアクセスできます。 
https://apply.e-tumo.jp/pref-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3465
※電子申請以外の申込方法をご希望の場合は、下記お問合せ先へご相談ください。
- 申込期間 令和6年10月28日（月）～11月22日（金）
※申込から受講決定通知まで2～3日程度要しますので、お早めにお申込みください。
- 7 受講方法 受講申込み後、申込内容に不備がなければ、受講決定通知メールを送信します。通知メールに講習動画視聴用URLを記載しますので、講習会の開催期間内に動画を視聴してください。
- 8 受講後の手続き ① 講習動画の視聴後、演習問題の「判定票」の提出をもって講習会を修了したものとみなします。
② 動画の中で演習問題として判定票を作成する時間がありますので、作成した判定票を電子メールに添付し、提出してください。
なお、判定票は下記のURLにアクセスの上、各自ダウンロードしてください。
URL：https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/shisaku/takuchi_kousyur4.html
③ 判定票の提出先及び提出期限
▶ 提出先（当課メールアドレス）：kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp
▶ 提出期限：令和6年11月29日（金）
※判定票を提出する際には、メールの件名を『【被災宅地（氏名）】判定票の提出について』として送信してください。
④ 判定票の提出を確認後、所属又はお申込みの住所まで登録証を郵送いたします。（12月以降の発送となります。）
- 9 その他 資格要件を満たしていないことが判明したときは、講習会を受講しても登録されませんのでご注意ください。

（お問合せ先）

石川県土木部建築住宅課
まちづくりグループ
TEL.076-225-1778
✉ kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp

県ホームページで
詳細をご確認ください

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/shisaku/takuchi_kousyur4.html



①	<p>ア 大学院等在学経験者：盛土規制法令第22条第5号（宅造告示第1号）、都計規則第19条第1項第1号チ（都計告示38第1号）該当 大学（短期大学を除く）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：在学期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式1の3）</p>
	<p>イ 大学卒業生：盛土規制法令第22条第1号、都計規則第19条第1項第1号イ該当 大学（短期大学を除く）又は旧大学で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式1の3）</p>
	<p>ウ 3年課程の短期大学卒業生：盛土規制法令第22条第2号、都計規則第19条第1項第1号ロ該当 短期大学で正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式1の3）</p>
	<p>エ 短期大学、高等専門学校卒業生：盛土規制法令第22条第3号、都計規則第19条第1項第1号ハ該当 前項以外の短期大学、高等専門学校又は旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式1の3）</p>
	<p>オ 高等学校卒業生：盛土規制法令第22条第4号、都計規則第19条第1項第1号ニ該当 高等学校、中等教育学校又は旧中等学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式1の3）</p>
	<p>カ 講習会修了者：盛土規制法令第22条第5号（宅造告示第4号）、都計規則第19条第1項第1号ト該当 土木又は建築に関する技術に関して10年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：講習会修了証の写し 実務経験証明書（様式1の3）</p>
	<p>指定の国家資格を有する者</p>
	<p>キ 技術士：盛土規制法令第22条第5号（宅造告示第2号）、都計規則第19条第1項第1号ホ（都計告示39）該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学科部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類：技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書（様式1の3 技術部門を建設部門とする場合は不要）</p>
	<p>ク 一級建築士：盛土規制法令第22条第5号（宅造告示第3号）、都計規則第19条第1項第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者 必要な添付書類：一級建築士免許証又は免許証明書の写し</p>
②	<p>国又は地方公共団体の職員</p>
	<p>ケ 石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。 必要な添付書類：実務経験証明書（様式1の3）</p>
	<p>コ 石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、石川県知事から認められている者。 必要な添付書類：実務経験証明書（様式1の3）</p>

注) この面で「盛土規制法令」とあるのは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令を、「宅造告示」とあるのは昭和37年3月29日付け建設省告示第1005号を、「都計規則」とあるのは都市計画法施行規則を、「都計告示38」とあるのは昭和45年1月12日付け建設省告示第38号を、「都計告示39」とあるのは昭和45年1月12日付け建設省告示第39号を表す。